

令和5年度 札幌市一時保育事業（一般型保育所タイプ）募集要項

※ 補助金額については現時点での予定額であり、今後、変更となる可能性があります。

1 一時保育事業（一般型保育所タイプ）とは

(1) 事業の目的

札幌市が定める基準を満たした保育所において、家庭において保育を受けることが一時的に困難になった児童を預かることで、安心して子育てできる環境を整備するとともに、児童の福祉の向上及び喫緊の課題である待機児童の解消に繋げることを目的とします。

(2) 事業の概要

事業開始日時点で、札幌市が独自に定める基準を満たす保育所を「一時保育事業（一般型保育所タイプ）」（以下「一時保育」という。）の実施施設として認定し、運営費の一部を補助します。

(3) 事業の対象施設

保育所

(4) 対象児童

補助対象児童は、以下の要件をいずれも満たすものとします。

ア 保育所等（※）に在籍していないこと

※市内の認可保育施設及び幼稚園。ただし、以下の場合を除きます。

- ・他施設併用可能な幼稚園（一時預かり事業（幼稚園型）を実施していない幼稚園、預かり保育の年間開所日数が 200 日未満または開所時間が 1 日 8 時間未満の幼稚園）に通っている児童が一時保育を利用する場合
- ・児童が通う幼稚園が定める休園日等に預かり保育を利用できず、一時保育を利用する場合

イ 次表のいずれかの区分に該当し、家庭において保育を受けることが困難であること

児童区分	対象となる児童
就労等による保育児童	保護者の短時間・断続的労働、職業訓練・就学等により、家庭における育児が困難となり保育が必要となる児童
緊急保育児童	保護者の傷病、災害・事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により緊急・一時的に家庭における育児が困難となり保育が必要となる児童
私的理由による保育児童	保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消する等の私的理由により一時的に保育が必要となる児童

2 事業の実施要件について

(1) 開所時間

8時間以上とします。

(2) 休園日

日曜日、祝・休日、12月29日から1月3日までとします。

(3) 対象児童数（利用定員）

1日あたりの対象児童数を適切に設定してください。

(4) 職員配置について

札幌市児童福祉法施行条例（以下「条例」という。）第182条第2項の規定に準じ、保育する対象児童の年齢及び人数に応じた保育士または保育教諭を保育従事者として配置します。

保育従事者のうち、専従保育従事者の人数は、原則として2人を下回ることはできませんが、一時保育と通常教育・保育の提供が一体的に行われており、一時保育を行うにあたって、通常教育・保育に従事する職員による支援を受けることができる場合は、専従保育従事者を1人とすることができます。

ア 保育従事者について

一時保育に従事する職員は、原則として常勤職員（正職・臨時の雇用形態は問わず、幼稚園等の就業規則等に規定する常勤職員をいう。以下同じ。）としますが、常勤職員を配置することが困難である場合は、非常勤職員を配置しても差し支えありません。

イ 専従保育従事者について

条例（最低基準）で規定されている必要職員等、施設型給付費上の必要職員、各種加算及びその他補助金で必要な職員等以外の保育従事者を意味します。

専従保育従事者は、事業実施時間において専ら一時保育に従事することを求めているものであり、一時保育を行っていない時間帯に教育・保育活動を行うことや他の事業に従事することを妨げるものではありません。また、勤務形態（常勤・非常勤の別）を問いません。

専従保育従事者として配置する職員がない場合は、一時保育の受け入れ実績があったとしても補助対象となりません。

(5) 保育室について

事業を実施するための専用の部屋を確保して実施することを原則としますが、専用の部屋を確保しなくても事業の実施に支障がない場合には、空きスペースで実施しても差し支えありません。

いずれの場合にも、条例第181条の規定に準じた面積・設備の基準を遵守し、専用の部屋

を設けない場合には、入所児童と一時保育の対象児童を併せて基準を満たすよう留意が必要です。

3 利用料について

(1) 標準利用料について

一時預かりの利用にあたり保護者から徴収する利用料は、下記に定める標準利用料を上限とします。標準利用料を超えて利用料の徴収を行う場合は、補助対象となりません。

児童区分	年齢区分における利用料（※）	備考
就労等による保育児童	満3歳未満：2,000円	保護者の希望により給食を提供する場合は、300円を上限として左記の利用料に加算することができる。
緊急保育児童	満3歳以上：1,200円	
私的理由による保育児童	満3歳未満：2,700円 満3歳以上：1,600円	

※年齢区分は、利用日が基準となります。一時預かりの利用月に児童が満3歳となり、誕生日の前後双方で一時保育を利用する場合は、利用月の初日（＝同月内で年齢区分を変更しない）を基準としてください。

例）6月15日に満3歳となる児童が一時保育を利用する場合

- ・6月20日に初めて一時保育を利用する場合
→6月20日を基準として満3歳以上の利用料を適用してください。
- ・6月10日と6月20日に一時保育を利用する場合
→6月1日を基準として満3歳未満の利用料を適用してください。

(2) 利用料の減免について

就労等による保育児童または緊急保育児童であって、児童の属する世帯が下記の世帯に該当する場合は、利用料を全額減免してください。ただし、保護者から拳証書類の提出がある場合に限りです。

ア 生活保護世帯

区保健福祉部長発行による「証明願（生活保護受給証明書）」（やむを得ない事由がある場合は、最新の「保護決定（変更）通知書」でも可。）により、住所、氏名、年齢を確認してください。また、その写しを利用申込書に添付してください。

イ 市民税非課税世帯

一時保育の利用月が4月から6月の場合は前年度の「市・道民税証明書」の写し、7月から翌3月の利用については当年度分の「市・道民税証明書」の写しを提出させてください。また、その写しを利用申込書に添付してください。

4 補助金額について

(1) 補助基準額について

補助基準額は、基本分、減免加算及び障がい児加算で構成されます。

ア 基本分

1,800 円（児童 1 人あたり日額）

イ 減免加算

3(2)に記載の児童の利用料の減免を行った場合に下記の金額を加算します。

- ・ 3歳未満 2,000 円（児童 1 人あたり日額）
- ・ 3歳以上 1,200 円（児童 1 人あたり日額）

ウ 障がい児加算

3,600 円（児童 1 人あたり日額）

次の要件を全て満たす施設に対して適用します。

①補助申請に対し、保護者の同意を得ていること。

②教育上特別な支援を要することについて、下記の証明を得られること。

- ・ 身体障がい者手帳
- ・ 療育手帳
- ・ 特別児童扶養手当障害認定通知書
- ・ 障害児通所支援受給者証または障害児通所給付費支給決定通知書
- ・ 判定書

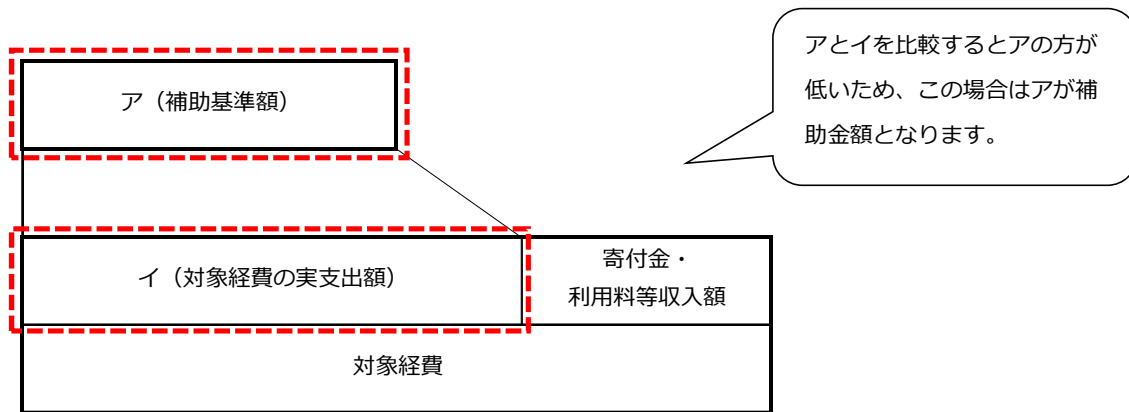
③特別な支援を要する児童を受け入れる施設において、当該児童が一時保育を利用した場合に、実施要綱第 6 条で定める職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置すること。

(2) 補助金額について

補助金額は、補助基準額と一時保育に要した費用から寄附金その他の収入額（利用料等）を差し引いた額（対象経費の実支出額）を比較して少ない方の額を補助します。

ア 補助基準額 = 基本分 + 特別支援児童加算

イ 対象経費の実支出額 = 対象経費（※） - 寄附金・利用料等収入額



※対象経費は、下記の一時保育の運営に関する経費となります。

- ・ 保育に従事する者の給与や福利厚生費等の人件費
- ・ 物品購入費や水道光熱費、各手数料等の事務費
- ・ 給食費や被服費、保育材料費等の事業費

<参考>

札幌市児童福祉法施行条例（平成26年条例第51号）【抜粋】

（設備）

第 181 条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- (2) 乳児及びほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児 1 人につきそれぞれ 3.3 平方メートル以上とすること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満 2 歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（市長が特に認める場合にあっては、保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児 1 人につき 1.98 平方メートル以上とし、屋外遊戯場の面積は同号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上とすること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) （省略）

（職員）

第 182 条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設においては、栄養士又は管理栄養士を置く場合に限り、調理員を置かないことができる。

- 2 前項の保育士の数は、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 6 人につき 1 人以上、満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児おおむね 20 人につき 1 人以上（認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「就学前保育等推進法」という。）第 7 条第 1 項に規定する認定こども園をいう。）である保育所（以下「認定保育所」という。）にあっては、幼稚園（学校教育法に基づく幼稚園をいう。以下同じ。）と同様に 1 日に 4 時間程度利用する幼児（以下この項において「短時間利用児」という。）おおむね 35 人につき 1 人以上、1 日に 8 時間程度利用する幼児（以下この項において「長時間利用児」という。）おおむね 20 人につき 1 人以上）、満 4 歳以上の幼児おおむね 30 人につき 1 人以上（認定保育所にあっては、短時間利用児おおむね 35 人につき 1 人以上、長時間利用児おおむね 30 人につき 1 人以上）とする。ただし、一の保育所につき 2 人を下ることはできない。